

## 渋川市立認定こども園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川市が設置する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 認定こども園は、認定こども園を利用する小学校就学前子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。

2 認定こども園の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 認定こども園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

(2) 認定こども園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

(3) 認定こども園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(4) 認定こども園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する教育の内容)

第3条 認定こども園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）。以下「法」という。）、渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号。以下「基準条例」という。）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づ

き、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 認定こども園に置く職員の職種及びその員数は次のとおりとする。

(1) 園長 1人(常勤)

(2) 教諭・保育士 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第5条第3項に定める数

(3) 給食調理員 1人(常勤)

(4) 学校医 1人(非常勤)

(5) 学校歯科医 1人(非常勤)

(6) 学校薬剤師 1人(非常勤)

2 前項に掲げる職員のほか、必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 園長は、上司の命を受けて園務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(2) 教諭は、教育の計画を立案し、計画に基づき幼児の教育をつかさどる。

(3) 保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、利用子どもの心身の健康を管理するため、利用子どもの定期健康診断及び定期歯科検診並びに利用子どもの健康に関する相談及び指導を行う。

(学期)

第5条 学期を次のように定める。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日)

第6条 認定こども園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 認定こども園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年始休業日

(ア) 渋川市立かに石こども園 4月1日から4月7日まで

(イ) 渋川市立伊香保こども園 4月1日から始業又は入園式の前日まで

エ 夏季休業日 7月21日から8月26日まで

オ 冬季休業日

(ア) 渋川市立かに石こども園 12月24日から翌年1月6日まで

(イ) 渋川市立伊香保こども園 12月28日から翌年1月4日まで

カ 学年末休業日

(ア) 渋川市立かに石こども園 3月24日から3月31日まで

(イ) 渋川市立伊香保こども園 修了又は卒園式の翌日から3月31日まで

キ 群馬県民の日 10月28日

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

3 認定こども園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育

を提供することがある。

- 4 認定こども園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前9時30分から午後1時30分までとする。

- 2 認定こども園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前7時30分から午後6時30分まで

- 3 認定こども園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、午前8時から午前9時30分まで及び午後1時30分から午後6時までの範囲内で、預かり保育を実施することとする。

- 4 認定こども園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間及び保育短時間認定に係る保育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 認定こども園は、基準条例第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 認定こども園は、基準条例第13条第4項の規定により、別表第1に掲げる実費を徴収する。

3 認定こども園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表第2に掲げる費用を徴収する。

4 認定こども園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、渋川市立認定こども園条例（令和2年渋川市条例第9号）第6条第4項に定める額を徴収する。

（利用定員）

第9条 認定こども園の利用定員は、別表第3のとおりとする。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第10条 認定こども園は、教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他当該保護者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を当該保護者に交付して説明を行い、当該教育の提供の開始について当該保護者の同意を得るものとする。

2 認定こども園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

3 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、前条に定める利用定員の総数を超える場合においては、抽選により選考する。

4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

5 認定こども園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

（1） 法第19条第1項第1号から第3号までに規定する小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

（2） 利用子どもの保護者から認定こども園の利用に係る取消しの申出があったとき。

（3） 市が認定こども園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（4） その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 認定こども園の職員は、利用子どもの健康状態を把握し、健康状

態の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用子どもの保護者に連絡するとともに、学校医又は医療機関に相談する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 園長は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、非常災害時の訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 認定こども園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

2 認定こども園は、特定教育・保育の提供中に、職員又は利用子どもの保護者（利用子どもを現に養育する者を含む。）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見したときは、速やかに、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき、関係機関に通報するものとする。

(秘密保持等)

第14条 職員は、業務上知り得た利用子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 認定こども園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情等の解決のための措置)

第15条 認定こども園は、提供した教育に関する利用子どもの保護者等からの苦情及び要望（以下この条において「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 前項の規定による苦情解決責任者は、園長とする。

3 苦情解決責任者は、苦情等を受け付けたときは、当該苦情等の内容等を

記録するとともに、速やかに事実関係等を調査し、苦情の解決に努める。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、認定こども園の運営に必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年5月26日から施行する。

### 別表第1 (第8条関係)

#### (1) 渋川市立かに石こども園

費用の用途	費用の額	費用の支払を求める理由
新年度用品代	実費	日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用を実費徴収するもの
教材費	月額800円	
絵本代	実費	
遠足のバス代、園外保育参加費等の必要な費用	実費	特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用を実費徴収するもの
主食材料費	月額1,000円	食事の提供に要する費用(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どものうち第1子及び第2子並びに同項第2号に掲げる小学校就学前子どものうち第1子に限る。)
副食材料費	月額4,500円	

#### (2) 渋川市立伊香保こども園

費用の用途	費用の額	費用の支払を求める理由
本代	実費	日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用を実費徴収するもの
新年度用品、帽子代、園児服代等	実費	

写真代等	実費	特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用を実費徴収するもの
親子旅行参加費	実費	
副食材料費	月額4,500円	食事の提供に要する費用（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どものうち第1子及び第2子並びに同項第2号に掲げる小学校就学前子どものうち第1子に限る。）

別表第2（第8条関係）

項目	金額
利用子どもの預かり保育に係る利用者負担	園児1人につき月額100円（ただし、長期休業期間中は、園児1人につき月額200円）

別表第3（第9条関係）

施設名	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども		合計
			満1歳以上の小学校就学前子ども	満1歳に満たない小学校就学前子ども	
渋川市立かに石こども園	15人	5人	4人	1人	25人
渋川市立伊香保こども園	15人	20人	14人	6人	55人